

武蔵野学院大学 日本語別科規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学日本語別科（以下「別科」という。）は、外国人留学生（以下「留学生」という。）に対して日本語を修得せしめ、併せて日本文化等について教授し、国際社会で貢献できる人材を育成することを目的とする。

(点検評価等)

第2条 本別科は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本別科における教育研究活動等の状況について点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制については、別に定める。

(修業年限)

第3条 本別科の修業年限は、1年とする。

(学生定員)

第4条 本別科の入学定員は、30名とする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年、学期)

第5条 本別科の学年は、9月に始まり、翌年9月に終わる。

2 学年を2期に分ける。

前期 9月21日から翌年3月31日まで

後期 翌年4月1日から翌年9月20日まで

3 一学期を15週とする。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

(1)日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2)学院創立記念日 6月25日

(3)春期休業 4月1日から4月7日まで

(4)夏期休業 8月1日から9月20日まで

(5)冬期休業 12月16日から翌年1月15日まで

(6)学年休業 3月11日から3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の作業日を定めることができる。

第3章 授業科目、試験及び修了

(授業科目)

第7条 本別科における授業科目は、別表のとおりとする。

(学習成績の評価)

第8条 本別科で履修した科目については、試験その他の方法により学業成績を評価する。評価は、次の基準による。

- A 100点～80点
- B 79点～70点
- C 69点～60点
- D 59点以下不合格

(修業年限及び在学期間)

第9条 本別科に1年以上在学して、次の各号に定める単位以上を修得した者については、別科委員会の議を経て、学長が修了証書を授与する。

- (1) 必修科目「日本語科目」については、14科目44単位
 - (2) 選択科目「日本理解関連科目」については、3科目6単位以上
- 2 本別科生は2年を超えて在学することはできない。

第4章 入学、休学、復学及び退学

(入学の時期)

第10条 留学生の入学時期は、原則として、前期とする。

- 2 特別な事情がある場合は、毎学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第11条 本別科に入学を志望することのできる者は、次の各号の一つに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者。
- (2) 本学において前号の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者。

(入学許可)

第12条 入学を志望する者は、所定の手続によって願い出て、本学が行う選考に合格した者について入学を許可する。

(入学手続き)

第13条 入学手続は、別に定める。

(退学、休学)

第14条 退学しようとする者は、退学願を提出し、その許可を得なければならない。

- 2 病気その他やむを得ない理由で3ヶ月以上就学できないときは、その事実を証明する書類を添えて保証人連署の上願い出て、その許可を受けて休学、又は退学することができる。

3 休学は、当該年度末までとする。

(復学)

第15条 休学者が休学の理由がやんだときは、保証人連署の上復学を願い出て、その許可を得て復学することができる。

(除籍)

第16条 次の各号の一つに該当する者は、除籍する。

- (1) 第9条第2項に定める在学期間を超えた者
- (2) 第14条第3項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明者

第5章 学 費

(学費)

第17条 本別科の検定料、入学金、授業料、施設設備費及び施設維持費等の金額は別表第2のとおりとする。

- 2 入学選考において、別科委員会が必要であると認めた場合は、前項に定める授業料の一部又は全額を減免することができる。

(学費の納付)

第18条 学費は、毎学期始め所定の日までに納入しなければならない。

- 2 納付した学費は原則として返還しない。ただし別に定める期日までに文書により、入学辞退の申し出のあった者の授業料、施設設備費、施設維持費については、この限りでない。
- 3 授業料は、第14条によって休学した者に限り、休学した月の翌月から復学した月の前日までの授業料等を免除する。
- 4 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を復学した月に納付しなければならない。
- 5 正当の事由により授業料を延期しなければならないときは、その理由を納期までに願い出て許可を受けなければならない。

第6章 賞 罰

(表彰)

第19条 学力優秀、品行方正で学生の模範となる者は別科委員会の議を経て、学長が表彰する。

第20条 学生で次の各号の一に該当する者は、別科委員会の議を経て、学長が懲戒する。
懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学業成績不良で成業の見込がない者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4)別科の秩序を乱し、その他学生の本分にもとると認められる者

第7章 教職員組織

(組織)

- 第21条 本別科に別科長、別科指導教員、事務職員を置く。
- 2 別科長、別科指導教員は、武蔵野学院大学の教授、准教授、講師、助教のうちから学長が任ずる。

(別科委員会)

- 第22条 本別科に別科委員会を置く。
- 2 別科委員会は、学長、別科長、別科指導教員の教授をもって構成する。ただし、必要と認めた場合にはその他の教職員を加えることがある。

(審議事項)

- 第23条 別科委員会は、次の事項を審議する。
- (1)学生の入学、退学、休学等に関する事項
- (2)教育課程の編成に関する事項
- (3)学生の単位履修・認定及び修了規定に関する事項
- (4)学生の補導に関する事項
- (5)その他別科の教育等に関する事項

(議事運営)

- 第24条 別科委員会は、学長又は別科長が招集し、その議長となる。
- 2 別科委員会は、学長又は別科長が必要と認めたとき、これを開催する。
- 3 別科委員会は、構成員の半数以上の出席により成立する。
- 4 その他必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 日本語別科規程にない単位の計算方法、授業料等の事項は、武蔵野学院大学学則25条、第26条、第41条（前学期を2学期、後学期を1学期と読み替える）、第44条、第45条、第47条を準用する。
- 2 日本語別科の諸規程は運営上、武蔵野学院大学の自己点検および評価規程、自己点検・評価実施に関する内規、第三者評価に関する規程、教員人事委員会規程、教員資格審査委員会、教員資格審査基準規程、ファカルティ・デベロップ検討委員会規程、教員能力開発に関する規程、非常勤教員規程、個人研究費に関する規程、共同研究に関する規程、日本総合研究所規程、追試験に関する規程、入学試験委員会規程、外国人留学生の入学に関する規程、教育研究活動等の情報提供に関する規程、国際センター規程、教務部委員会規程、学生部委員会規程、就職指導委員会規程、就職部運営規程、職業紹介業務に関わる個人情報適性管理規程、大学祭運営委員会規程、奨学金給付規程、入学金等の一部減免規程、入学金等の一部減免に関する内規、図書館管理運営規程、図書館利用規程、研究紀要規程、研究紀要投稿に関する内規、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程、学籍簿等の保存に関する規程等を準用に運営する。

3 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表1

科目区分	授業科目	学期	必修	選択	授業形態	備考
日本語科目	日本語Ⅰ（文法）	1	2		演習	修了要件 50 単位以上
	日本語Ⅰ（読解）	1	2		演習	
	日本語Ⅰ（聴解）	1	4		演習	
	日本語Ⅰ（会話）	1	4		演習	
	日本語Ⅰ（作文）	1	4		演習	
	日本語Ⅱ（文法）	2	2		演習	
	日本語Ⅱ（読解）	2	2		演習	
	日本語Ⅱ（聴解）	2	4		演習	
	日本語Ⅱ（会話）	2	4		演習	
	日本語Ⅱ（作文）	2	4		演習	
	日本語特殊演習Ⅰ	1	4		演習	日本語科目より必修単位 44 単位
	日本語特殊演習Ⅱ	2	4		演習	
	学習特別指導Ⅰ	1	2		演習	
	学習特別指導Ⅱ	2	2		演習	
日本理解関連科目	日本の地理・歴史	1		2	講義	日本理解関連科目より6単位以上選択必修
	日本の政治・経済	2		2	講義	
	日本事情	1		2	講義	
	日本と国際社会	2		2	講義	
	コンピュータ・トレーニング	2		2	演習	
合計			44	10		
修了要件 50 単位以上 必修科目 44 単位を取得した上、日本理解関連科目 6 単位以上取得すること。履修科目の出席率が 80%以上であること。						

別表2

学生納付金内訳表

(単位 円)

武蔵野学院学 国際コミュニ ケーション学 部日本語別科	学年	入学金	授業料	施設費	施設設備費	合計	入学検定料
	1 学年	100,000	440,000	70,000	20,000	630,000	10,000
*別途教材費を徴収する。							